

お年寄りの  
暮らしを  
支えます

# 高齢者福祉サービス

市では、市内に住む65歳以上の高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援や介護予防など、さまざまなサービスを実施しています。  
本人の健康状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

## 生活支援

### ● はり・きゅう・マッサージなどの利用助成事業

70歳以上の高齢者に、はり・きゅう・マッサージ・指圧にかかる費用の一部が助成されます。  
助成額／1回当たり1,000円(年間12枚)

※市に登録された業者を利用した場合のみ。

### ● 緊急通報装置の設置

一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に、緊急事態に備え24時間体制で対応できる、火災警報器や人感センサーなどと連動した緊急通報装置が貸し出されます。

費用／所得に応じて1か月当たり0～2,915円

※緊急時に駆け付ける人の事前登録が必要。働いている人や、

別棟や隣家に身内が居住している場合は対象外。

### ● 外出支援サービス事業

公共の交通機関やタクシーなどの利用が困難な高齢者や、身体障害者1～3級で下肢の不自由な40歳以上の人が、市内の医療機関などの送迎に、週1回利用することが出来ます。安全を確保するために介護者の同乗が必要です。

費用／片道300円(市民税非課税世帯は100円)

※車椅子、ストレッチャー利用の人に限り。

### ● 家族介護支援金

自宅で常に寝たきり状態にある高齢者で、要介護4または5と認定され、かつ日常生活自立度がB2以上の人と同居している介護者に、支援金が支給されます。

支給額／月額12,000円

※医療機関に入院、または介護保険施設に入所している場合(短期含む)は除く。

※世帯の全員が介護保険料や市税などの滞納がないこと。

※市民税所得割非課税世帯に属すること。

### ● 生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、短期間での宿泊による日常生活の指導、支援を行います。

費用／事業費の1割  
※6か月で14日以内。

### ● 住宅改修費助成事業

要介護認定を受けていない高齢者が、住宅を改修するための費用の一部が助成されます。  
※介護保険での住宅改修が優先。  
助成額／対象改修費の2分の1

(限度額180,000円)  
※改修前に申請が必要です。

### ● 配食サービス事業

老化や傷病などにより、調理が困難となった一人暮らしなど的高齢者に昼食を届け、安否確認を行います。

費用／1食300円  
※週3回以内。

### ● 紙おむつ給付事業

自宅で寝たきりや認知症などで、常時失禁状態にある要介護度が高い高齢者に、紙おむつが給付されます。

給付枚数／年間540枚

※医療機関に入院、または介護保険施設に入所している場合(短期含む)は除く。

### ● 認知症高齢者等SOSネットワーク事業

認知症などで行方不明になる可能性がある人が、地域での見守りや捜索を受けられます。  
※事前に登録が必要です。

## 介護予防など

### ● 認知症家族交流会

認知症の人を介護する家族が集まり、介護体験や日ごろの悩みを話し合い、情報交換や交流を行います。

費用／無料

### ● 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を身に付け、認知症の人やその家族を見守る方法を学びます。市内在住か在勤の10人以上のグループで、1か月前までに申し込んでください。

費用／無料

### ● 介護予防サポーター養成講座(初級編)

講座を通して、運動・栄養・口腔・認知症などの介護予防に関する知識が学べます。  
費用／無料  
※1コース当たり4日間。

### ● あさぴー☆きりり体操

5人以上のグループで、自宅から通える範囲の場所に定期的に集まり、筋力トレーニングなどを行う場合に、リハビリ専門職や介護予防サポーターが、活動を支援します。

### 問い合わせ先

#### ● 生活支援

高齢者福祉課高齢者班

☎ 62・5350

#### ● 介護予防など

旭市基幹型地域包括支援センター(高齢者福祉課高齢者班内)

☎ 62・5433